

葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付要綱

令和 3 年 3 月 1 0 日
2 葛都都第 1 0 7 4 号
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）が助成対象老朽建築物の除却を行う者に対して、その費用の一部を助成することにより、不燃化特区に指定された区域内において、災害時の延焼を助長する老朽建築物の除却を促進させ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進し、もって大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命、身体等の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日 24 都市整防第 598 号）第 2 条第 1 号に規定する不燃化推進特定整備地区をいう。
- (2) 助成対象老朽建築物 区内の不燃化特区に存するものであつて、次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であつて、主要構造部（2 以上の主要構造部がある場合にあつては、建築物の延べ床面積の 2 分の 1 以上の部分の構造部とする。）が木造又は軽量鉄骨造として登記事項証明書、固定資産税課税台帳等に記録されている建築物

イ 区が行った調査により、次に掲げる要件に全て該当し、危険であると認められ、主要構造部（2 以上の主要構造部がある場合にあつては、建築物の延べ床面積の 2 分の 1 以上の部分の構造部とする。）が木造又は軽量鉄骨造として登記事項証明書、固定資産税課税台帳等に記録されている建築物

(ア) 当該建築物が住宅であれば居住していない、店舗であれば営業していないことが常態であると確認されること。

(イ) 当該建築物の維持補修等の管理が適正になされていないことが確認されること。

- (3) 除却 助成対象老朽建築物（基礎含む。）及び附属する工作物を全て除却し、更地とすることをいう。

(助成対象工事)

第3条 この要綱による助成（以下「助成金」という。）の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、令和3年4月1日以降に着手する助成対象老朽建築物を除却する工事とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、助成対象工事に要する経費とする。

(助成対象者)

第5条 助成金を受けることができる者は、助成対象老朽建築物の所有者又は葛飾区長が認める者であつて、前条に規定する経費を支出する者とする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、第4条に規定する経費の額と助成対象老朽建築物の床面積（㎡）×33,000円とを比較していずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

(助成対象工事の承認の申請手続)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象工事（助成対象工事に係る請負契約の締結を含む。）を行う前に、この要綱に定める助成の条件を同意の上、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認申請書（第1号様式）に区長が別に定める書類を添えて区長に申請をしなければならない。

2 前項に定める書類のほか、助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象老朽建築物の所有者と申請者が異なる場合 所有者と申請者の関係が分かる書類
- (2) 助成対象老朽建築物が共有又は区分所有の建築物である場合 共有者又は区分所有者の1人に助成金の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類

(助成対象工事の承認及び不承認)

第8条 区長は、前条第1項の申請があつたときは、助成対象工事に係る審査及び現地調査等を行い、助成対象工事として承認をするときは葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認通知書（第2号様式）により、助成対象工事として承認をしないときは、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(承認の取消し)

第9条 区長は、前条の規定により承認を受けた申請者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）及び他の関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成の承認を受けたとき。
- (3) 助成の承認の内容又はこれに付した条件に反したとき。

2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、速やかに葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(着手届)

第10条 第8条の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事に係る請負契約の締結を行ったときは、助成対象工事に着手する前に葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事着手届（第5号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 第8条の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事の内容の変更（工期の変更その他の軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとするときは、変更を行う前に葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認事項変更申請書（第6号様式）を区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象工事の内容の変更の承認をしたときは葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認事項変更承認通知書（第7号様式）により、変更の承認をしないときは葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認事項変更不承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知する。

(取止め)

第12条 第8条又は前条第2項の規定により承認を受けた申請者は、次に掲げる行為をするときは、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認取止届（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事を取り止めるとき。
- (2) 助成対象工事の承認の申請を撤回するとき。

(助成金の交付申請)

第13条 第8条又は第11条第2項の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事を完了したときは、速やかに葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付申請書（第1

0号様式)に区長が別に定める書類を添えて、助成金の交付の申請をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第14条 区長は、前条の申請があったときは、助成対象工事に係る審査及び現地調査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金を交付すること及びその額を決定したときは、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付決定通知書(第11号様式)により、交付決定しないことを決定したときは、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金不交付通知書(第12号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付請求及び交付)

第15条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた申請者は、速やかに葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金請求書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、当該請求をした申請者(以下「請求者」という。)に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 区長は、請求者が次のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 法及び他の関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (3) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消したときは、葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付決定取消通知書(第14号様式)により、請求者に通知する。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(重複助成の禁止)

第18条 区長は、この要綱に基づく助成金以外の助成を受けて、助成対象工事が行われた場合は、助成金の一部又は全部の交付を行わないことができる。

(助言)

第19条 区長は、申請者に対して、助成対象工事に係る安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

(その他)

第20条 第3条から前条までに定めるもののほか、助成金の交付については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月25日から施行し、同月18日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、同年4月27日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月23日から施行し、同月18日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年5月26日から施行し、同月16日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による助成金の交付の決定については、なお従前の例による。